



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	吉田兼俱の『日本書紀』講釈の研究：中世の神典注釈をめぐる諸言説の連関
Author(s)	小田島, 良
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16664号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16664
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98274
Type	doctoral thesis
File Information	Ryo_Odajima_abstract.pdf, 論文内容の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 小 田 島 良

学位論文題名

吉田兼俱の『日本書紀』講釈の研究 ―中世の神典注釈をめぐる諸言説の連関―

・本論文の観点と方法

本論文が研究対象とする吉田兼俱（1435-1511）は、鎌倉時代以降「日本紀の家」として知られたト部家の『日本書紀』研究を継承・発展させるとともに、応仁の乱後の文化復興期に新たに唯一神道を提唱・樹立し、以降の戦国～近世期を通じて神道界に絶大な影響力を保持しつづけた吉田流ト部家の繁栄の基盤をつくりあげた人物である。

その思想的・文化的影響は多岐にわたるが、従来の研究は、神道史の見地から兼俱の神道思想を論じるものや、歴史学の立場から兼俱による偽説・偽書の生産を批判的に論じるものなどが主流であった。その一方、兼俱が様々な自説の根拠としていたのはト部家の家学としての『日本書紀』研究であるにもかかわらず、兼俱が生前に繰りかえし行った『日本書紀』の講釈そのものは、その聞書に対する国語学的・書誌学的な研究を除き、内容面からの検討は十分になされてきたとは言いがたい現状にある。その大きな理由は、兼俱がそれに先行する『日本書紀』注釈はもちろんのこと、中世の神道説や仏教説、道教説をはじめ多岐にわたる思想を自在に取りこんでおり、一面的な分析からでは全体像の把握が困難であることにあった。

このような兼俱の『日本書紀』講釈に対し、本論文は中世神道や禅の思想からの継受と転換という観点から果敢に斬りこんだものである。その際、兼俱の『日本書紀』講釈の実態に着目し、『日本書紀』の進講と同時に行われていた『中臣祓』の講釈をも同時にとりあげ、両者をあわせ見ることで、兼俱がこれらの神典の講釈を通じて、神や自国のあり方に関するどのような理解を打ち出そうとしていたのかを、総合的に描き出そうとする点に方法的特徴を有する。具体的には、第一部において、兼俱の『日本書紀』講釈における北畠親房『神皇正統記』の受容の実態と、両者に対する禅からの影響を分析し、第二部においては、兼俱の『中臣祓』講釈における両部神道書『中臣祓訓解』の受容の様相を論じた。首尾には序章と終章を付し、第一部・第二部をあわせた見地から本論の意義を明らかにしている。

・本論文の内容

第一部「『神皇正統記』と吉田兼俱の『日本書紀』講釈」には、北畠親房『神皇正統記』と、それを受容した吉田兼俱の『日本書紀』講釈における禅的な表現の問題をとりあげた諸論を収める。

第一章「「正直」と〈無一物〉―『神皇正統記』の禅的表現をめぐる―」では、まず兼俱の『日本書紀』講釈にも引かれる『神皇正統記』の三種神器論のうち、「鏡」について説く箇所について論じる。『神皇正統記』が「鏡ハ一物ヲタクハヘズ。私ノ心ナクシテ、万象ヲテラスニ是非善悪ノスガタアラハレズト云コトナシ。其スガタニシタガヒテ感応スルヲ徳トス。コレ正直ノ本源ナリ」と説く中の「鏡ハ一物ヲタクハヘズ」という一節が、禅宗の六祖・恵能の偈「菩提本より樹無し／明鏡も亦台に非ず／本来無一物／何れの処にか塵埃有らん」を端緒として禅家で培われてきた〈無一物〉の考えにもとづくものであることを論じ、『神皇正統記』がそれを「正直」の徳目と結びつけることで、この世界が本質的に空無であることを認識しながらも、万民への慈悲のために善事・悪事に適切な裁断を下すという内容の政治的倫理へと変容させていったことを分析した。

第二章「吉田兼俱の『神皇正統記』受容―『日本書紀』講釈を中心として―」では、前章で論じた『神皇正統記』当該箇所の、兼俱の『日本書紀』講釈における受容を論じるため、兼俱の『日本書紀』講釈の聞書である『神書聞塵』を中心に分析を行った。その結果、兼俱が『神皇正統記』の

当該箇所を、先行する『日本書紀』注釈書である一条兼良『日本書紀纂疏』の仏教説にもとづく注釈に合わせて読み替えていることを明らかにした。さらに兼俱はそれを『神皇正統記』からの引用としてではなく、垂仁天皇代に成立したという「神道ノ要文」として引く。垂仁天皇の時代は日本に儒教や仏教が伝来する以前であり、その時代に位置づけられた「神道ノ要文」を介すことで、兼俱は『日本書紀纂疏』の仏教的な注釈を仏教以前の「神道」の説として自説に取り込んでいたのだった。

第三章「吉田兼俱の『日本書紀』講釈と五山僧」では、兼俱の『日本書紀』講釈の聞き手でもあった五山僧たちと兼俱との交流に着目する。現在残されている兼俱の講釈の聞書はその大半が五山僧の手によるものであるが、従来、兼俱の講釈に彼らが列席した理由は、五山僧たちの諸教一致の宗風によるものと説明されてきた。それに対して本章では、兼俱の『日本書紀』講釈のなかには五山僧の教養であった禅や漢詩文が取り込まれていることを明らかにし、兼俱の側も彼らとの交流で得た学知を自らの『日本書紀』研究に活かしていることを明らかにした。

付論「能《放生川》と『神皇正統記』」では、石清水八幡宮の放生会を舞台とする世阿弥の能《放生川》に、一章で論じた『神皇正統記』当該箇所が受容されていることを論じた。従来典拠未詳とされていた詞章の典拠が『神皇正統記』であったことを指摘するとともに、それが《放生川》の八幡神像の中核となっていることを論じた。

第二部「『中臣祓訓解』と吉田兼俱の『中臣祓』講釈」には、兼俱の「中臣祓」講釈の基盤となった初期の両部神道書『中臣祓訓解』と、兼俱におけるその受容について論じた諸論を収める。

第一章「『中臣祓訓解』と空海の著作」では、『中臣祓訓解』の注釈が空海の著作と考えられていた『三教指帰』と『弘仁遺誡』を典拠としており、『中臣祓訓解』は空海の著作にもとづく注釈を、空海に仮託して展開していたことを明らかにした。

第二章「『中臣祓訓解』の第六天魔王譚」では、『中臣祓訓解』中のいわゆる第六天魔王譚—日本の誕生に際して天照大神と第六天魔王のやり取りがあったとする説話—に着目し、その箇所の典拠として『三教指帰』や澄憲『如意輪講式』が用いられていることを明らかにした。そのうえで、同譚の内容が、『中臣祓訓解』の説く「中臣祓」の破魔の功德と結びついていることを論じた。

第三章「吉田兼俱の『中臣祓』講釈と『中臣祓記解』」では、第一・第二章で論じた『中臣祓訓解』の内容を踏まえ、それをもとに兼俱がいかに「中臣祓」を解釈しているかを論じた。兼俱は『訓解』の内容を継承しつつも、『中臣祓訓解』ではあくまでも副次的に言及されるのみだった「疾病消除」の功德を前面に押し出して「中臣祓」を解釈していた。その背後には、『日本書紀』の神話において大己貴命・少彦名命が定めたという「病を療むる方」を、「中臣祓」と同一視する視線があり、兼俱は「中臣祓」を〈医術〉の起源として位置付けようとしていること、さらに、そのような視座が、〈医術〉が日本から中国へと伝わり、後にまたそれが日本へ戻ったという歴史的なパースペクティブを仮構するものであったことを明らかにした。